

I 公共スポーツ施設のストック適正化

1 公共スポーツ施設のストック適正化に向けたスポーツ庁の政策

少子高齢化が進むわが国においては、将来的な人口減少は不可避であり、国・地方ともに財政状況は厳しく、これまでと同様の公的サービスを自治体が提供することは困難と想定される。このような情勢の中、政府は2016年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）の中で社会資本（公的ストック）の適正化といった考え方を示し、「上下水道、文教施設、都市公園、公営住宅について、集約化・複合化等を実効性をもって進めるための具体的なガイドラインを設定するほか、公共施設のストック量や、一定の期間を定めて中長期の維持管理・更新費の見通し、住民一人当たりの維持管理に要する経費等を地方公共団体間で比較可能な形で示す『見える化』を着実に推進する」とした。これに応じて、2016年12月にはスポーツ庁においても「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン策定検討委員会」が立ち上げられ、2017年5月に「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（案）」が公表された。その後、2018年3月に内容を一部更新し、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」として策定された。

同ガイドラインは、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議がまとめた「インフラ長寿命化基本計画」（2013年11月）に基づいて文部科学省が作成した「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」において、メンテナンスサイクルの円滑な実施に向けた環境整備のために「点検・診断、個別施設計画の策定、修繕・改修等の各段階における指針・手引の充実」が示されている点を踏まえ、公立社会教育施設のうち社会体育施設に関して、個別施設計画の策定のための指針・手引として策定されている。具体的には、個別のスポーツ施設の安全性・持続性を確保していくための「個別施設計画」の策定を地方自治体に促し、地域のスポーツ環境の持続的な提供を計画的に図っていくよう方向性を示している。ガイドラインは主に市区町村を対象としているが、都道府県でも計画策定に取り組むよう要望している。なお、スポーツ庁では、地方自治体の計画策定を支援するため、2017年度から「スポーツ施設の個別施設計画策定支援事業」（2017年度：1,048万2,000円、2018年度：1,465万3,000円）を予算化している。